

第2章 地下水水質測定結果

第1 地下水水質測定結果の概要

県内地下水について、水質汚濁防止法第16条第1項の規定に基づき、「令和3年度地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行った。さらに、ダイオキシン類についても、ダイオキシン類対策特別措置法第26, 27条に基づき、調査測定を実施した。

その結果、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査（定点方式11地点及びローリング方式43地点）について、測定した項目はすべての地点で環境基準を達成した。

また、ダイオキシン類については、測定した9地点すべてにおいて環境基準を達成した。

更に、継続監視調査として、過去に環境基準を超過等した37地点（※）について測定を実施したところ、14地点で環境基準を超過した。

※39地点で実施予定であったが、うち2地点（冬季のみ実施予定）は採水に伴い立ち会いが必要な井戸であり、新型コロナウイルス感染拡大防止措置に係る臨時特別協力要請を受け、調査を中止している。

第2 測定方法

1 測定期間

令和3年4月から令和4年3月まで

2 測定機関

甲府市内の地点は甲府市が、それ以外の地点は山梨県が測定した。

3 測定地点

(1) 概況調査

①環境基準項目及び要監視項目

(ア) 山梨県

定 点 方 式：土壌汚染対策法の要措置区域もしくは形質変更時要届出区域に指定された土地周辺の地区等、11地点で測定を行った。

ローリング方式：a 山梨県（図4参照）

- ・ 県内（甲府市を除く）を5kmメッシュを基本にして分割した81地区をA地区とB地区に区分する。
A地区とは、水質汚濁防止法の有害物質使用特定事業場がある52地区をいい、B地区とは、A地区以外の29地区をいう。
- ・ 環境基準項目の調査地区は、A地区では2年、B地区では4年のローリングにより選定する。
- ・ 要監視項目の調査地区はA・B地区とも4年のローリングにより選定する。

令和3年度は、環境基準項目33地点、要監視項目21地点で測定を行った。（図4参照）

(イ) 甲府市

市内を2kmメッシュに分割した18地区と、それ以外の地域を5kmメッシュに分割した3地区の計21地区に分け、環境基準項目及び要監視項目について2年間のローリングにより選定する。

令和3年度は、環境基準項目について10地点、要監視項目について9地点で測定を行った。（図5参照）

②ダイオキシン類

(ア) 山梨県

県内（甲府市を除く）を5kmメッシュを基本にして分割した81地区のうち2区画（No.39は1区画）につき1地点を、5年のローリングにより選定する。

令和3年度は、8地点で測定を行った。（図6参照）

(イ) 甲府市

市内を2kmメッシュに分割した18地区と、それ以外の地域を5kmメッシュに分割した3地区の計21地区を4グループに分け、1グループにつき1地点を5年間のローリングにより選定する。

令和3年度は、1地点で測定を行った。（図7参照）

(2) 継続監視調査

過去に環境基準を超過等した37地点について測定を行った。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

令和3年度の概況調査で要監視項目のペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) が指針値 (暫定) を超過した井戸及びその周辺井戸 (指針値超過井戸から半径500m以内の井戸) の計10地点において調査を実施した。

※要監視項目は、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき」として設定されているものであり、山梨県では、要監視項目が指針値を超過した場合は、翌年度に汚染井戸周辺地区調査等を実施することとしている。

一方で、ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) は、令和2年5月に要監視項目として追加された物質であり、生態蓄積性が高いとされ、使用や排出に関する規制が世界的に進んでいることから、周辺住民への影響等を踏まえ、令和3年度中に汚染井戸周辺地区調査等を実施した。

4 測定項目及び測定回数等

(1) 概況調査

ア 環境基準項目：別表2-1のとおり実施した。

イ ダイオキシン類：別表2-2のとおり実施した。

ウ 要監視項目：別表2-3のとおり実施した。

(2) 継続監視調査

別表2-4のとおり実施した。

(3) 汚染井戸周辺地区調査

令和3年度の概況調査で要監視項目のペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) が指針値 (暫定) を超過した井戸及びその周辺の井戸の計10地点で1回測定を実施した。

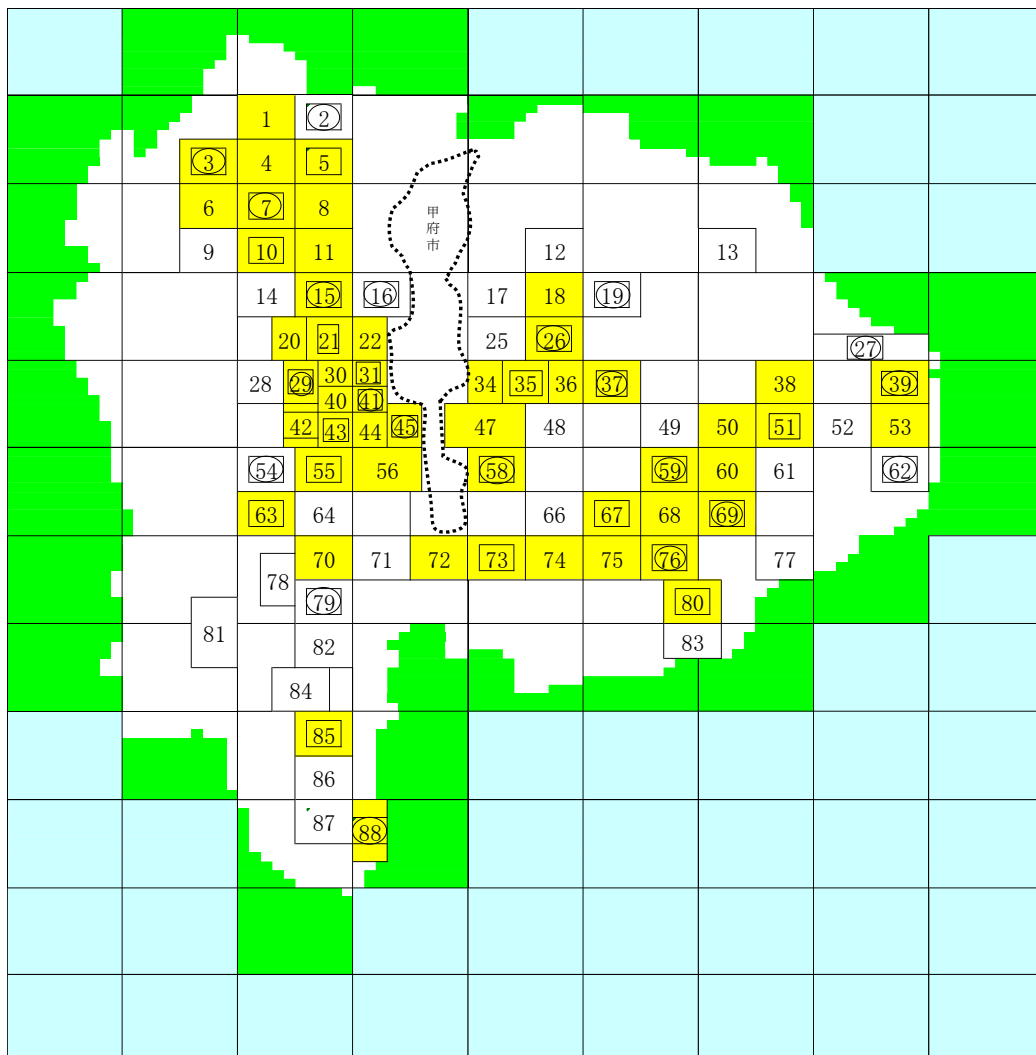
5 測定の方法

測定の方法は、地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成9年3月13日環境庁告示第10号)、環境庁水質保全局水質規制課長通知 (平成5年4月28日環水規第121号)、環境省環境管理局水環境部長通知 (平成13年5月31日環水企第92号)、環境省環境管理局水環境部長通知 (平成16年3月31日環水企発第040331003号及び環水土発第040331005号) 及び環境省水・大気環境局長通知 (令和2年5月28日環水大水発第2005281号及び環水大土発第2005282号) により実施した。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 等により実施した。

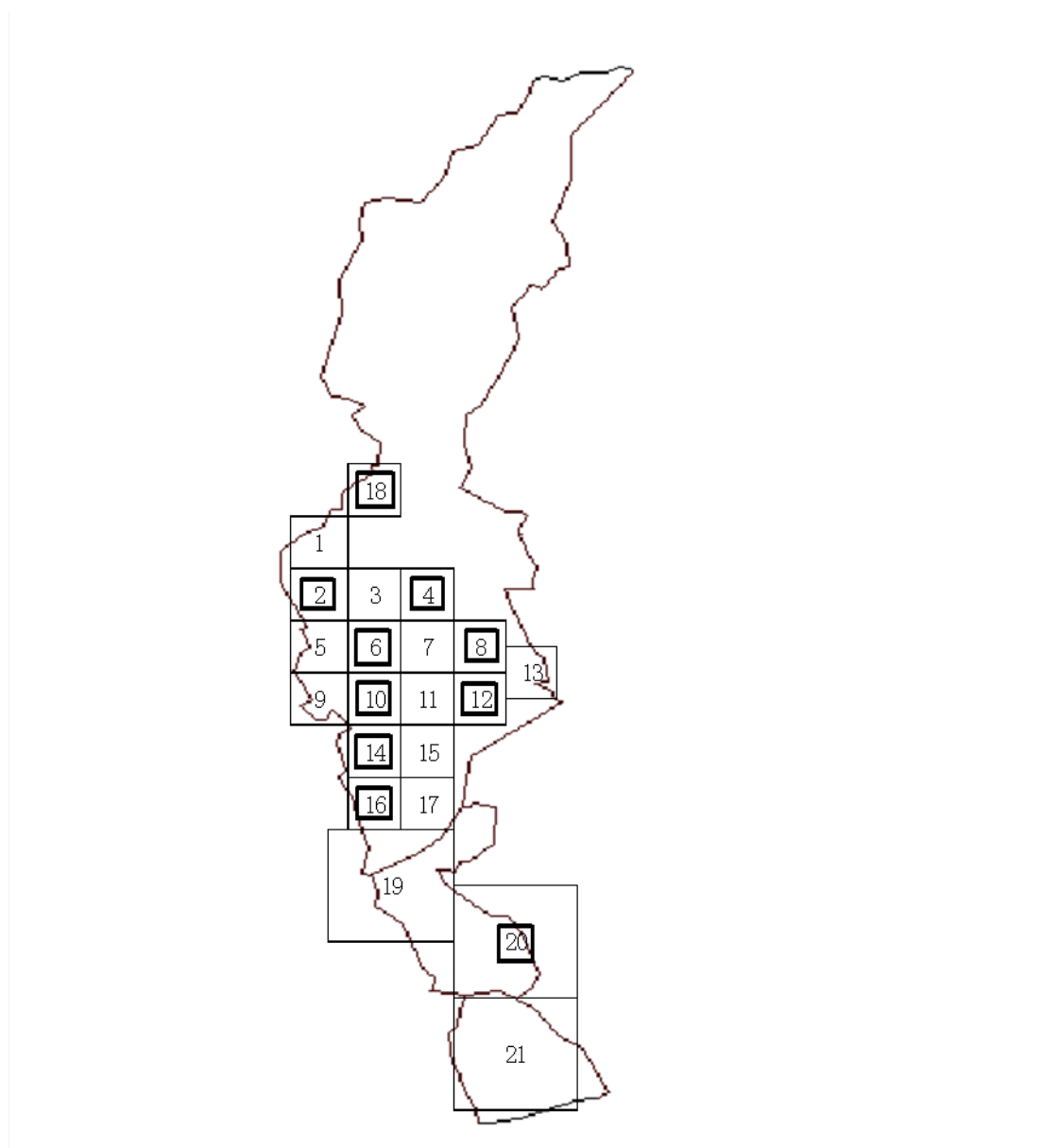
なお、これらに定めのない項目については、日本産業規格、上水試験方法等科学的に確立された分析方法により実施した。

図4 ローリング方式の測定地点図（環境基準項目、要監視項目）



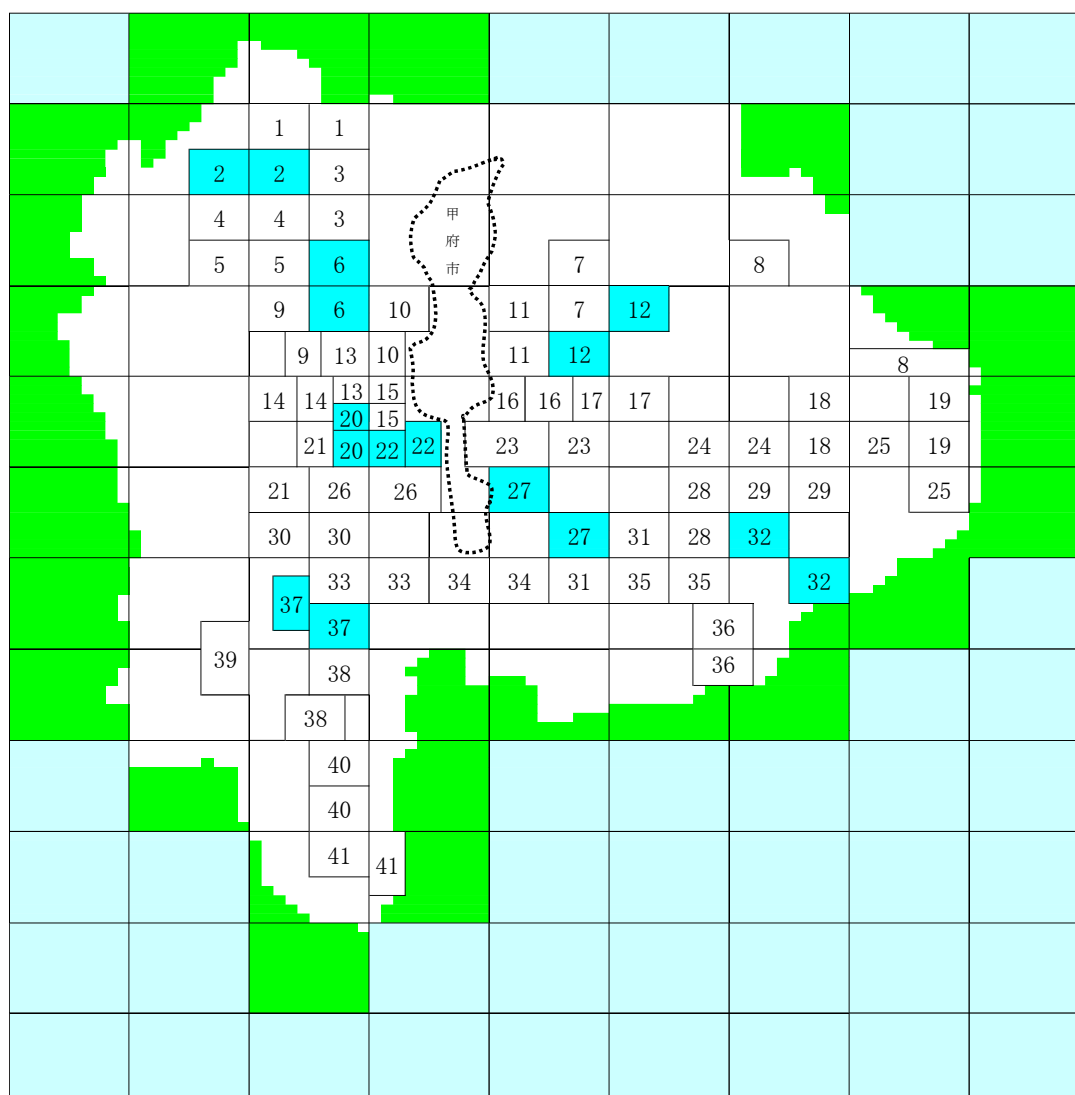
- ・ 5kmメッシュを基本とする県内81地区 (No.23,24,32,33,46,57,65,甲府市のため除く)
- ・ 有害物質使用特定施設設置地区 (52地区)
- ・ は環境基準項目測定地点 (33地点)。うち、○印の地点については要監視項目も測定 (21地点)。

図5 甲府市測定地点図（環境基準項目・要監視項目）



- ・市街地を 2 kmメッシュで区切った 18 地区とそれ以外の地域を 5 kmメッシュで区切った 3 地区の計 21 地区
- ・□ は環境基準項目及び要監視項目測定地点（環境基準項目は 10 地点、要監視項目は 9 地点）

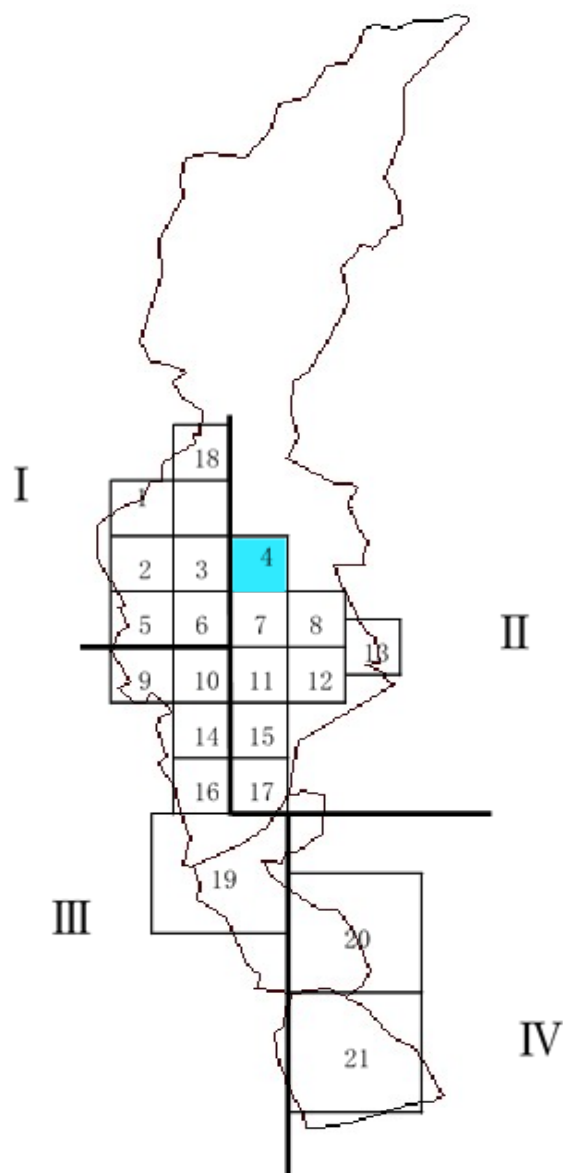
図6 測定地点図 (ダイオキシン類)



※ 5kmメッシュを基本とする県内81地区を、2地区(No.39は1地区)につき1地点調査

・ 令和3年度ダイオキシン類測定地点(8地点)

図7 甲府市測定地点図（ダイオキシン類）



- ・市街地を 2 kmメッシュで区切った 18 地区とそれ以外の地域を 5 kmメッシュで区切った 3 地区の計 21 地区を I ~IV の 4 グループに分割
- ・ 令和 3 年度ダイオキシン類測定地点 (1 地点)

別表 2-1 概況調査における環境基準項目の測定回数等

区分	測定項目	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
環境基準項目その他	カドミウム	mg/L	2	2	
	全シアン	mg/L	2	2	
	鉛	mg/L	2	2	
	六価クロム	mg/L	2	2	
	砒素	mg/L	2	2	
	総水銀	mg/L	2	2	
	アルキル水銀	mg/L	2	2	必要により測定する
	PCB	mg/L	2	2	
	ジクロロメタン	mg/L	2	2	
	四塩化炭素	mg/L	2	2	
	クロロエチレン	mg/L	2	2	
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	2	2	
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	2	2	
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	2	2	
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	2	2	
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	2	2	
	トリクロロエチレン	mg/L	2	2	
	テトラクロロエチレン	mg/L	2	2	
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	2	2	
	チウラム	mg/L	2	2	
	シマジン	mg/L	2	2	
	チオベンカルブ	mg/L	2	2	
	ベンゼン	mg/L	2	2	
	セレン	mg/L	2	2	
	硝酸性窒素	mg/L	2	2	
	亜硝酸性窒素	mg/L	2	2	
	ふっ素	mg/L	2	2	
ほう素	mg/L	2	2		
1,4-ジオキサン	mg/L	2	2		
その他	水温	℃	2	2	
	pH	---	2	2	
	電気伝導率	mS/m	2	2	

「必要により測定する」とは、総水銀が検出された場合に測定を実施すること

別表 2-2 概況調査におけるダイオキシン類の測定回数等

区分	項目名	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾフラン及び ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジキシン	pg-TEQ/L	1	1	
	コプラナーポリ塩化ビフェニル	pg-TEQ/L	1	1	

別表 2-3 概況調査における要監視項目の測定回数等

区分	項目名	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
要 監 視 項 目	クロロホルム	mg/L	1	1	
	1,2-ジクロロプロパン	mg/L	1	1	
	p-ジクロロベンゼン	mg/L	1	1	
	イソキサチオン	mg/L	1	1	
	ダイアジノン	mg/L	1	1	
	フェニトロチオン (MEP)	mg/L	1	1	
	イソプロチオラン	mg/L	1	1	
	オキシ銅 (有機銅)	mg/L	1	1	
	クロロタロニル (TPN)	mg/L	1	1	
	プロピザミド	mg/L	1	1	
	E P N	mg/L	1	1	
	ジクロロボス(DDVP)	mg/L	1	1	
	フェノブカルブ(BPMC)	mg/L	1	1	
	イプロベンホス(IBP)	mg/L	1	1	
	クロルニトロフェン(CNP)	mg/L	1	1	
	トルエン	mg/L	1	1	
	キシレン	mg/L	1	1	
	フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	1	1	
	ニッケル	mg/L	1	1	
	モリブデン	mg/L	1	1	
アンチモン	mg/L	1	1		
エピクロロヒドリン	mg/L	1	1		
全マンガン	mg/L	1	1		
ウラン	mg/L	1	1		
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタノ酸 (PFOA)	mg/L	1	1		

別表 2-4 継続監視調査測定項目及び測定回数等

区分	測定項目	単位	測定回数等		備考
			測定日数	測定回数	
環境基準項目	環境基準超過項目	mg/L	1～2	1～2	
	ただし、揮発性有機化合物については、地下中での分解反応を考慮して、分解生成物等についても併せて測定する。				
その他	水温	℃	1～2	1～2	
	pH	---	1～2	1～2	
	電気伝導率	mS/m	1～2	1～2	

第3 測定結果の評価

測定結果は、環境基準項目について、環境基準値を超過した測定地点の割合で評価する。

環境基準項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下
ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L 以下
参考項目	参考値
pH	5.8～8.6
電気伝導率	10～30 mS/m (一般的な地下水の値)
備考	
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 平成29年4月1日から、「塩化ビニルモノマー」は「クロロエチレン」に項目名が変更された。</p>	

要監視項目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/L 以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L 以下
プロピザミド	0.008 mg/L 以下
EPN	0.006 mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/L 以下
キシレン	0.4 mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/L 以下
アンチモン	0.02 mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下
全マンガン	0.2 mg/L 以下
ウラン	0.002 mg/L 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)

(注) クロルニトロフェン (CNP)、ニッケルは、指針値が設定されていない。

第4 測定結果

令和3年度の地下水の水質測定は、概況調査54地点（定点方式11地点、ローリング方式43地点）、継続監視調査37地点及び汚染井戸周辺地区調査1地区10地点について実施した。

1 概況調査

(1) 定点方式

土壌汚染対策法の要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定されている土地等の周辺11地点で年2回測定したところ、測定した11項目について、全ての地点で環境基準以下であった。（表2-5）

(2) ローリング方式

ア 環境基準項目

27項目について、43地点で測定したところ、全ての地点で環境基準以下であった。（表2-6）

イ 要監視項目

要監視項目25項目について、30地点で測定したところ、1地点でペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が指針値（暫定）を超過し、3地点で全マンガンが指針値を超過した。（表2-7）

ウ ダイオキシン類

ダイオキシン類について、9地点で年1回測定したところ、すべての地点で環境基準以下であった。（表2-8）

2 継続監視調査（表2-9）

過去に環境基準を超過等した37地点のそれぞれの超過項目（揮発性有機化合物については分解生成物等も実施）について、年1～2回測定したところ、14地点で環境基準を超過した。

3 汚染井戸周辺地区調査（表2-10）

要監視項目であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）について、令和3年度の概況調査で指針値（暫定）を超過した井戸及びその周辺の井戸の計10地点で調査を実施したところ、1地点（概況調査の指針値超過井戸）で指針値（暫定）を超過し、9地点は指針値（暫定）以下であった。

表2-5 概況調査(定点方式)測定結果

地区名	検査項目	測定 地点数	検出 地点数	環境基準値 超過地点数	不検出	環境基準値
都留市 田原	六価クロム 砒素	1	0	0	1	0.05mg/L
		1	0	0	1	0.01mg/L
忍野村 忍草	ジクロロメタン	1	0	0	1	0.02mg/L
都留市 四日市場	クロロエチレン	1	0	0	1	0.002mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.1mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.04mg/L
	トリクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L
	テトラクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L
韮崎市 清哲町 及び 上祖母石	鉛	3	0	0	3	0.01mg/L
中央市 大田和	クロロエチレン	1	0	0	1	0.002mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.1mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.04mg/L
	トリクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L
	テトラクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L
ふっ素	1	1	0	0	0.8mg/L	
中央市 極楽寺	ふっ素	1	1	0	0	0.8mg/L
南アルプス市 藤田	クロロエチレン	1	0	0	1	0.002mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.1mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.04mg/L
	トリクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L
	テトラクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L
ふっ素	1	1	0	0	0.8mg/L	
昭和町 清水新居	全シアン	1	0	0	1	検出されないこと
甲州市 塩山上於曾	クロロエチレン	1	0	0	1	0.002mg/L
	1,1-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.1mg/L
	1,2-ジクロロエチレン	1	0	0	1	0.04mg/L
	トリクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L
	テトラクロロエチレン	1	0	0	1	0.01mg/L

表2-6 概況調査(環境基準項目)測定結果(ローリング方式)

区分	項目	測定地点数	検出地点数 (検出率%)	環境基準 超過地点数	環境基準 達成率(%)	環境基準値 (mg/L)	
環境 基準 項目	カドミウム	43	0	0	100	0.003	
	全シアン	43	0	0	100	検出されないこと	
	鉛	43	1(2.3)	0	100	0.01	
	六価クロム	43	0	0	100	0.05	
	砒素	43	0	0	100	0.01	
	総水銀	43	0	0	100	0.0005	
	アルキル水銀	-	-	-	-	検出されないこと	
	PCB	43	0	0	100	検出されないこと	
	ジクロロメタン	43	0	0	100	0.02	
	四塩化炭素	43	0	0	100	0.002	
	クロロエチレン	43	0	0	100	0.002	
	1,2-ジクロロエタン	43	0	0	100	0.004	
	1,1-ジクロロエチレン	43	0	0	100	0.1	
	1,2-ジクロロエチレン	43	0	0	100	0.04	
	1,1,1-トリクロロエタン	43	0	0	100	1	
	1,1,2-トリクロロエタン	43	0	0	100	0.006	
	トリクロロエチレン	43	1(2.3)	0	100	0.01	
	テトラクロロエチレン	43	2(4.7)	0	100	0.01	
	1,3-ジクロロプロペン	43	0	0	100	0.002	
	チウラム	43	0	0	100	0.006	
	シマジン	43	0	0	100	0.003	
	チオベンカルブ	43	0	0	100	0.02	
	ベンゼン	43	0	0	100	0.01	
	セレン	43	0	0	100	0.01	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	43	37(86.0)	0	100	10	
	ふっ素	43	30(69.8)	0	100	0.8	
	ほう素	43	17(39.5)	0	100	1	
	1,4-ジオキサン	43	0	0	100	0.05	
	ダイオキシン類		9		0	100	1pg-TEQ/L
	参考	pH	43	-	-	-	-
電気伝導率		43	-	-	-	-	
水温		43	-	-	-	-	
<p>備考</p> <p>1 測定結果は年平均値とする。ただし、全シアンについては最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p>							

表2-7 概況調査(要監視項目)測定結果

区分	項目	測定地点数	検出地点数 (検出率%)	指針値 超過地点数	指針値 達成率(%)	指針値 (mg/L)
要 監 視 項 目	クロロホルム	30	2(6.7)	0	100	0.06
	1,2-ジクロロプロパン	30	0	0	100	0.06
	p-ジクロロベンゼン	30	0	0	100	0.2
	イソキサチオン	30	0	0	100	0.008
	ダイアジノン	30	0	0	100	0.005
	フェニトロチオン	30	0	0	100	0.003
	イソプロチオラン	30	0	0	100	0.04
	オキシシン銅	30	0	0	100	0.04
	クロロタロニル	30	0	0	100	0.05
	プロピザミド	30	0	0	100	0.008
	EPN	30	0	0	100	0.006
	ジクロロボス	30	0	0	100	0.008
	フェノブカルブ	30	0	0	100	0.03
	イプロベンホス	30	0	0	100	0.008
	クロルニトロフェン	30	0	—	—	—
	トルエン	30	0	0	100	0.6
	キシレン	30	0	0	100	0.4
	フタル酸ジエチルヘキシル	30	0	0	100	0.06
	ニッケル	30	3(10.0)	—	—	—
	モリブデン	30	1(3.3)	0	100	0.07
	アンチモン	30	2(6.7)	0	100	0.02
	エピクロロヒドリン	30	0	0	100	0.0004
	全マンガン	30	8(26.7)	3	90	0.2
	ウラン	30	1(3.3)	0	100	0.002
	ヘルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びヘルフルオロオクタ酸(PFOA)	30	7(23.3)	1	96.7	0.00005(暫定)
	備考 1 クロルニトロフェン(CNP)、ニッケルについては、指針値が設定されていない。					

表2-8 ダイオキシン類調査測定結果

調査媒体	No.	調査地点名	採取年月日	ダイオキシン類	環境基準
地下水	1	北杜市小淵沢町松向	R3.8.23	0.023	1以下
	2	韮崎市藤井町北下條	R3.8.23	0.024	
	3	甲州市塩山下小田原	R3.8.26	0.024	
	4	南アルプス市小笠原	R3.8.26	0.024	
	5	中央市町之田	R3.8.27	0.024	
	6	笛吹市芦川町鶯宿	R3.8.27	0.024	
	7	身延町八日市場	R3.8.27	0.025	
	8	都留市田原	R3.8.19	0.023	
	9	甲府市大手二丁目	R3.9.17	0.069	

単位: pg-TEQ/L

表2-9 継続監視調査測定結果

区分	項目	測定地点数	検出地点数 (検出率%)	環境基準 超過地点数	不検出	環境基準値 (mg/L)
	全シアン	2	0	0	2	検出されないこと
	鉛	2	0	0	2	0.01
	砒素	6	4(66.7)	3	2	0.01
	ジクロロメタン	3	0	0	3	0.02
	四塩化炭素	3	0	0	3	0.002
	クロロエチレン	13	0	0	13	0.002
	1,2-ジクロロエタン	15	0	0	15	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	15	0	0	15	0.1
	1,2-ジクロロエチレン	15	1(6.7)	0	14	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	15	1(6.7)	0	14	1
	1,1,2-トリクロロエタン	15	0	0	15	0.006
	トリクロロエチレン	15	1(6.7)	0	14	0.01
	テトラクロロエチレン	15	10(66.7)	4	5	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	3	0	0	3	0.002
	ベンゼン	2	0	0	2	0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	16	16(100)	5	0	10
	ふっ素	2	2(100)	2	0	0.8
	ほう素	1	1(100)	1	0	1
<p>備考</p> <p>1 環境基準値超過地点数のカッコ内の数値は飲用利用数。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p>						

表2-10 汚染井戸周辺地区調査測定結果

地区名	測定項目	測定地点数	検出地点数	指針値の超過地点数	不検出	指針値(暫定)
甲州市 塩山上於曾	ペルフルオロオクタン sulfon 酸(PFOS)及びペルフルオオクタン酸(PFOA)	10	6	1	4	0.00005mg/L

